第十八条第一項第八号中「前号チ」を「前号リ」に改める。

第十九条中「同項第三号」を「同号」に改め、同条に次の一号を加える。

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　逆止弁

第二十四条第一項第七号中「充てん」を「充塡」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月

第二十六条第三項中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第二十七条第一項第一号中「次号及び第三号」を「次号から第三号まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日から二年を経過して最初に受ける容器再検査までの間

第二十九条第一項第二号から第四号まで中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同項第五号中「液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器」を「圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器」に、「充てん」を「充塡」に改め、同項第六号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、「充てん」を「充塡」に改める。

第三十三条第三号、第五号及び第六号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第三十四条第四号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第三十七条第一項第一号及び第二項中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第三十八条第一項中「年月日」の下に「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）」を加える。

第七十一条第二項第一号中「第七号」を「第八号」に、「以上のものは前項」を「以上のものは同項」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「充てん」を「充塡」に、「超えるものは前項」を「超えるものは同項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十一号」を「第十二号」に、「あつては、前項」を「あつては、同項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「充てん」を「充塡」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「充てん」を「充塡」に、「以上のものは前項」を「以上のものは同項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第七号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年一月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

**第二条**　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「充てん」を「充塡」に改め、同号リ中「法第四十九条の二十五第一項、同条第二項及び法第四十九条の三十三第二項」を「第四十九条の二十五第一項及び第二項並びに第四十九条の三十三第二項」に改め、「以下リ」を「以下このリ」に改め、同号ヌ中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を、「示された年月」の下に「（同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）」を加え、「同規則」を「同令」に改める。

第十八条第二号中「充てん」を「充塡」に改め、同号ヘ中「示された年月」の下に「（容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）」を加え、「容器保安規則第二条第十二号」を「同条第十二号」に、「同規則」を「同令」に改める。

第四十九条第一項第三号及び第五十条第三号中「示された年月」の下に「（容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）」を加え、「容器保安規則第二条第十二号」を「同条第十二号」に、「同規則」を「同令」に、「充てん」を「充塡」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

**第三条**　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「充てん」を「充塡」に改め、同号ヌ中「であって」を「であつて」に、「法第四十九条の二十五第一項、同条第二項及び法第四十九条の三十三第二項」を「第四十九条の二十五第一項及び第二項並びに第四十九条の三十三第二項」に、「以下ヌ」を「以下このヌ」に改め、同号ル中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を、「示された年月」の下に「（同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）」を加え、「同規則」を「同令」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○環境省令第十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百七十二号）の施行に伴い、及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第二項第四号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日　環境大臣　石原　伸晃

### 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一四号及び第一九号から第三一号まで」を「第一四号、第一九号から第三一号まで及び第三三号」に改める。

第一条の二中「第五条第一項第八号」を「第五条第一項第十号」に改める。

第二条中「第五条第一項第九号」を「第五条第一項第十一号」に、「第一四号及び第二〇号から第三一号まで」を「第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号」に改める。

第三条第一項中「第五条第一項第十五号」を「第五条第一項第十七号」に改め、同条第二項中「第二三号まで」を「第二四号まで」に、「第二四号」を「第二五号」に改める。

別表第一の二三の項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表三二の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 三三　一・四―ジオキサン | 検液一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下 |